

令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔行政事務B〕試験案内



令和3年3月2日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話 (089) 912-2826
試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

令和3年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験のうち、〔行政事務B〕区分を先行して実施します。

行政事務Bの受験申込みをした場合、令和3年度に実施される上級試験のその他の試験区分（「行政事務A」ほか）及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

◆〔行政事務B〕区分では、バイタリティがあり、発想力や行動力に自信のある方を求めています。

◆受付期間（自己アピール試験登録（提出）期間）

3月9日（火）午前8時30分～3月23日（火）午後5時15分

◆基礎能力検査（SPI3）受検期間

4月1日（木）～4月13日（火）

全国47都道府県に設置されるテストセンターで受検できます。



愛媛県職員採用情報
ホームページはこちら

◆新型コロナウイルス感染症等への対応について

別紙「令和3年度愛媛県職員等採用候補者試験における新型コロナウイルス感染症等への対応について」を確認してください。

◆新型コロナウイルス感染症の今後の動向によっては、急きょ、試験の延期や試験会場の変更をする場合がありますので、愛媛県職員採用情報ホームページや「愛媛県採用試験受験等申込システム」を確認の上、受験してください。

受験申込みは、全てインターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験等申込システム」から受け付けます。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務B	15人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者若しくは平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 本試験申込後は、自己アピール試験登録（提出）がない場合も上級試験のその他の試験区分（「行政事務A」ほか）及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	自己アピール試験	—	5月中旬	受付期間（3月9日（火）～3月23日（火））内に登録（提出）いただく自己アピール内容による書類選考です。
	基礎能力検査（SPI3）	4月1日（木）～4月13日（火）のうち受検者が選択する日		全国47都道府県に設置されるテストセンターのうち受検者が選択する会場
第2次試験	5月下旬に松山市内で実施予定です。		6月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

第1次試験の基礎能力検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかにテストセンターの受検登録を行ってください。

なお、テストセンターの受検におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載します。

おって、第1次試験の合格発表の日時は、3月26日（金）までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	基礎能力検査（SPI3）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての検査及び性格検査を行います（性格検査は配点なし）。
	自己アピール試験	30点	自らの経験や意欲等について、受付期間内に登録（提出）された自己アピール内容により審査します。
第2次試験	口述試験	310点	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論を行います。
	作文試験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 自己アピール試験は、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピール試験入力フォーム」（以下「入力フォーム」という。）から、受付期間内に登録（提出）してください（一旦登録（提出）された自己アピール試験の内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

(3) 受付期間内に入力フォームの登録（提出）が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、SPI3の受検はできません。

(4) 入力フォームの記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

(5) 第1次試験合格者は、SPI3と自己アピール試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

なお、SPI3が一定の基準に達しない場合には、自己アピール試験の採点は行いません。

(6) 自己アピール試験の登録内容及び性格検査の結果は、第2次試験において、参考資料として使用します。

(7) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

- (8) 前年度に出題した集団討論の課題をホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。
なお、受付期間は次のとおりです。
令和3年3月9日（火）午前8時30分から3月23日（火）午後5時15分まで
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号及びSPI3受検IDの通知並びに受験票の交付

- (1) 本試験の受験番号及びSPI3の受検に必要なID（企業別受検ID）は、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に電子メールを送信しますので、受信確認後速やかにテストセンターの受検登録を行っていただくとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月26日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試験区分	現行給料月額
行政事務B	行政職給料表1級29号給 189,643円

※ 学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定型、縦 14 cm～23.5 cm×横 9 cm～12 cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手 404 円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第 1 次 試 験 不 合 格 者	第 1 次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 1 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	郵送により 開示を請求
第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	

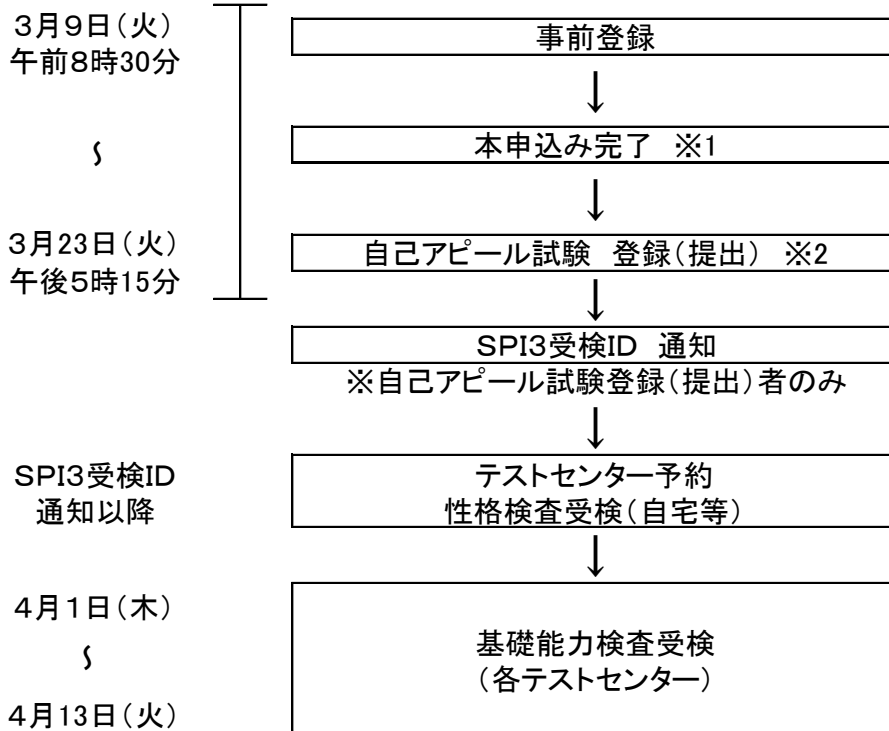
※ 新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

第1次試験実施の流れ



※1 本申込み完了後は、上級試験のその他の試験区分（「行政事務A」ほか）及び民間企業等経験者試験への申込みはできません。

※2 自己アピール試験は、登録（提出）後の内容変更、差し替えは一切認めません。